

令和7年 業種別労働災害発生状況

(令和7年12月末速報値)

室蘭労働基準監督署

区分 業種別	令和7年			令和6年同期			対前年		業種割合	令和6年確定値		
	死亡 []内は 転倒災害	休業 []内は 転倒災害	合計 []内は 転倒災害	死亡 []内は 転倒災害	休業 []内は 転倒災害	合計 []内は 転倒災害	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計	3	233 [77]	236 [77]	2	208 [86]	210 [86]	26	12.4	100.0	2	245	247
製造業	1	25 [6]	26 [6]	1	20 [4]	21 [4]	5	23.8	11.0	1	22	23
食料品		7 [2]	7 [2]		6 [3]	6 [3]	1	16.7	3.0		7	7
木材木製品		1	1				1	-	0.4			
窯業・土石		1 [1]	1 [1]		3 [1]	3 [1]	-2	-66.7	0.4		3	3
鉄鋼業		7 [1]	7 [1]	1	4	5	2	40.0	3.0	1	4	5
金属・機械	1	2	3		2	2	1	50.0	1.3		2	2
輸送用機械		2	2		2	2			0.8		2	2
その他の製造業		5 [2]	5 [2]		3	3	2	66.7	2.1		4	4
鉱業・土石採取業		1	1				1	-	0.4			
建設業		27 [1]	27 [1]		25 [5]	25 [5]	2	8.0	11.4		26	26
土木工事業		7	7		5 [2]	5 [2]	2	40.0	3.0		5	5
建築工事業		13 [1]	13 [1]		15 [3]	15 [3]	-2	-13.3	5.5		15	15
木造建築業		1	1		4	4	-3	-75.0	0.4		4	4
その他の建設業		6	6		1	1	5	500.0	2.5		2	2
道路貨物運送業		17 [3]	17 [3]		20 [6]	20 [6]	-3	-15.0	7.2		20	20
その他の運輸業		5 [4]	5 [4]		4 [2]	4 [2]	1	25.0	2.1		6	6
陸上貨物取扱業								-				
港湾運送業					2	2	-2	-100.0			2	2
林業		2 [1]	2 [1]		3 [2]	3 [2]	-1	-33.3	0.8		3	3
漁業					1	1	-1	-100.0			1	1
卸売・小売業	1	27 [10]	28 [10]	1	39 [21]	40 [21]	-12	-30.0	11.9	1	43	44
社会福祉施設		21 [11]	21 [11]		33 [11]	33 [11]	-12	-36.4	8.9		38	38
旅館業		10 [5]	10 [5]		3 [1]	3 [1]	7	233.3	4.2		4	4
清掃業		25 [16]	25 [16]		20 [17]	20 [17]	5	25.0	10.6		20	20
上記以外の事業	1	73 [20]	74 [20]		38 [17]	38 [17]	36	94.7	31.4		60	60

本統計は、労働者死傷病報告(休業4日以上)により集計したもので、[]内の数字は、転倒災害の件数で内数です。

本統計は、速報値であり後日修正されることがあります。本統計表は北海道労働局ホームページでダウンロードができます。

令和7年度 室蘭労働基準監督署スローガン【組織で進める安全文化 みんなで取り組む健康職場】

○ 北海道冬季ゼロ災運動

冬季(12月から3月)の北海道では、冬季特有の労働災害が多く発生していることから、
本年も冬季(12月から3月)に本運動を推進しております。

次の『冬季特有の災害』の災害防止に取り組んでください。

- ・転倒災害
- ・交通労働災害
- ・雪下ろしの際の墜落災害
- ・除雪作業時の重機災害
- ・一酸化炭素中毒



北海道冬季ゼロ災運動

なお、二次元コードから北海道冬季ゼロ災運動のリーフレット等をダウンロードできます。

○ 北海道最低賃金は、令和7年10月4日から時間額1,075円に改訂されました。

なお、日給や月給についても最低賃金が適用になります。支払っている金額を確認してください。



室蘭労働基準監督署
からのお知らせ



石綿総合情報
ポータルサイト

令和7年 死亡労働災害事例

番号	発生日	時刻	業種	事故の型	起因物	災害の状況
1	1	6時台	新聞販売業	交通事故	建設機械等	被災者は新聞配達作業に従事する労働者で、自身の乗用車で新聞配達中、顧客宅にて乗用車から降りたところ、坂の上から走行してきたタイヤショベルが路面凍結によりスリップし、停車しきれず乗用車に追突し、これに押される形で乗用車に轢かれ下敷きになり、さらに同方向からやってきた、スリップした別の乗用車に追突され、下敷きになったまま2mほど引きずられ死亡したものの。
2	2	8時台	警備業	墜落・転落	脚立	被災者は出勤し事務所内にて待機していたところ、清掃業者の作業員から地下1階の廊下の電球が切れていたと伝えられた。その後、午前8時に被災者の同僚が出勤したが被災者は事務所におらず、清掃業者から電球切れの件を被災者に伝えたと聞き、被災者が戻らなかったため確認に行ったところ、脚立のそばで額から血を流して床に倒れている被災者を発見し、救急搬送されたが3日後に死亡が確認されたもの。
3	9	13時台	機械（精密機械を除外） 器具製造業	はさまれ、巻き込まれ	その他の一般動力機械	被災者含む5名で、上下開閉式の蓋が付いている機械の修理業務を行っていた。被災者は1人修理作業を行い、他の4名は別の場所で作業を行っていた。被災者は電源を切らない状態で蓋の開閉範囲にいたところ、蓋が開き蓋と架設通路に挟まり負傷し翌日死亡したものの。

令和6年 死亡労働災害事例

番号	発生日	時刻	業種	事故の型	起因物	災害の状況
1	3	13時台	その他の卸売業	はさまれ、巻き込まれ	建設機械等	金属の回収及び販売を行う事業場において、事業者が午後からトラックに荷積みするための準備作業をグラブを使用して行っていた。グラブを旋回させたところ上部旋回体後部とその近傍の成形された金属廃品との間に被災者の胸部が挟まれたもの。
2	7	16時台	製鉄・製鋼・圧延業	有害物等との接触	有害物	熱風炉の点火前パージ作業により、熱風炉上部に設置されている排気口から一酸化炭素を大量に含む高炉ガスが排出された時、同熱風炉に隣接する建屋内から外に出た被災者が当該高炉ガスを吸い込み、一酸化炭素中毒を発症し死亡したものの。



【第14次労働災害防止計画】



【粉じん障害防止対策】



【職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働対策等】



【転倒予防・腰痛予防の取組】



【外国人労働者の安全衛生対策】



【高年齢労働者の安全衛生対策】



〔労働者死傷病報告等
電子申請義務化〕



〔職場における
受動喫煙防止対〕

北海道最低賃金
時間額1075円
令和7年10月4日効力発生